

JIS

照明器具一
第 2-2 部：埋込み形照明器具及び
埋込み形空調照明器具に関する
安全性要求事項

JIS C 8105-2-2 : 2026

(JLMA/JSA)

令和 8 年 1 月 20 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第二部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	熊田 亜紀子	東京大学
(委員)	青木 真理	川崎市地域女性連絡協議会
	岡田 香織	一般財団法人日本消費者協会
	上参郷 龍哉	一般財団法人電気安全環境研究所
	清水 洋隆	一般社団法人電気設備学会
	高尾 登	IEC/ACTAD 国内委員 (東京電力ホールディングス株式会社)
	田原 房枝	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	松岡 雅子	株式会社 UL Japan
	香月 嘉史	一般社団法人送配電網協議会
	本吉 高行	一般社団法人電気学会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 11.3.20 改正：令和 8.1.20

官 報 掲 載 日：令和 8.1.20

原 案 作 成 者：一般社団法人日本照明工業会

(〒110-0016 東京都台東区台東 4-11-4 三井住友銀行御徒町ビル TEL 03-6803-0501)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第二部会 (部会長 古関 隆章)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 熊田 亜紀子)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省イノベーション・環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
2.1 適用範囲	1
2.2 引用規格	1
2.3 用語及び定義	2
2.4 一般的要求事項	2
2.5 照明器具の分類	2
2.6 表示	3
2.7 構造	4
2.8 沿面距離及び空間距離	4
2.9 保護接地	4
2.10 端子	4
2.11 外部及び内部配線	4
2.12 感電に対する保護	4
2.13 耐久性試験及び温度試験	5
2.14 じんあい、固形物及び水気の侵入に対する保護	6
2.15 絶縁抵抗、耐電圧、接触電流及び保護導体電流	6
2.16 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性	6
附属書 A (規定) 設置状態における周囲温度の測定	7
附属書 B (規定) 埋込み形照明器具の温度試験方法	8
附属書 C (参考) 空調照明器具における t_a の補足説明	15
附属書 D (参考) より厳しく重要な要求事項について、再試験が必要な改正箇条の一覧	16
附属書 JA (参考) JIS と対応国際規格との対比表	17
解 説	18

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本照明工業会（JLMA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS C 8105-2-2:2014** は改正され、この規格に置き換えられ、また、**JIS C 8105-2-19:2017** は廃止され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS C 8105 規格群（照明器具）は、次に示す部で構成する。

JIS C 8105-1 第 1 部：安全性要求事項通則

JIS C 8105-2-1 第 2-1 部：定着灯器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-2 第 2-2 部：埋込み形照明器具及び埋込み形空調照明器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-3 第 2-3 部：道路及び街路照明器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-4 第 2-4 部：一般用移動灯器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-5 第 2-5 部：投光器に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-8 第 2-8 部：ハンドランプに関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-11 第 2-11 部：観賞魚用照明器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-12 第 2-12 部：電源コンセント取付形常夜灯に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-13 第 2-13 部：地中埋込み形照明器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-14 第 2-14 部：管形冷陰極放電ランプ（ネオン管を含む）用照明器具及び類似器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-17 第 2-17 部：舞台照明、テレビ、映画及び写真スタジオ用の照明器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-20 第 2-20 部：ライティングチェーンに関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-21 第 2-21 部：ロープライトに関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-22 第 2-22 部：非常時用照明器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-23 第 2-23 部：白熱電球用特別低電圧照明システムに関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-24 第 2-24 部：表面温度を制限した照明器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-3 第 3 部：性能要求事項

JIS C 8105-5 第 5 部：配光測定方法

照明器具—第 2-2 部：埋込み形照明器具及び 埋込み形空調照明器具に関する安全性要求事項

Luminaires—Part 2-2: Particular requirements for safety— Recessed luminaires and recessed air-handling luminaires

序文

この規格は、2023 年に第 4 版として発行された **IEC 60598-2-2** を基とし、我が国の市場を考慮して、技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JA** に示す。

この規格は、**JIS C 8105-1** の最新版と併読して用いる。なお、この規格に引用している章番号は、**JIS C 8105-1:2021** に基づいている。

2.1 適用範囲

この規格は、電気光源を用いる又は組み込むように設計された埋込み形照明器具（以下、照明器具という。）であって、1 000 V 以下の電源電圧で使用するものの安全性要求事項について規定する。この規格を適用する照明器具には、通気ダクト又は通気に用いる天井内の空間（プレナム）と組み合わせて用いる埋込み形空調照明器具を含む。

注記 1 この規格における“通気”は、機械通気を表す。

注記 2 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

IEC 60598-2-2:2023, Luminaires—Part 2-2: Particular requirements—Recessed luminaires and recessed air-handling luminaires (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、**ISO/IEC Guide 21-1** に基づき、“修正している”ことを示す。

2.2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS A 9521 建築用断熱材

JIS A 9523 吹込み用繊維質断熱材

JIS C 3662 (規格群) 定格電圧 450/750 V 以下の塩化ビニル絶縁ケーブル

注記 対応国際規格における引用規格：**IEC 60227** (all parts), Polyvinyl chloride insulated cables of rated